

「還付金詐欺」に関する相談が増えています ～ATMを操作しても還付金はもらえません!!～

高齢者に対し自治体職員等のふりをして、「健康保険料の還付がある」、「医療費の払い戻しがある」、「税金の還付がある」などと言い、還付金の受取手続きのため携帯電話とキャッシュカード等を持ってATM（現金自動預払機）に行くよう誘導し、振り込みをさせようとする、いわゆる「還付金詐欺」に関する相談が、全国の消費生活センター等に多く寄せられています。

【最近の相談事例】

- 役所から約3万円の還付金があると連絡があり、ATMを指示されるまま操作をしたら約100万円の振り込みをしていた
- 役所職員を名乗り「健康保険料の還付金がある」と電話があり、役所に確認したら「そのような職員はいない」と言われ、詐欺に気が付いた
- 税金の還付金が受け取れるとメールが届き、電子マネーで手数料を支払ったが還付金が振り込まれない

【消費者へのアドバイス】

- ☆電話で「お金が返ってくるのでATMに行くように」と言われたら、それは還付金詐欺です。そのまま電話を切るようにしてください
- ☆還付金等に心当たりがある場合でも、すぐにATMに向かったり、指示された電話番号に電話をかけたりせず、役所の担当部署に電話をかけて確認をしてください
- ☆全国各地で起きているため、今後も還付金詐欺に注意が必要です
- ☆「お金が返ってくる」など不審に感じる電話があった場合は、すぐ消費生活センターや警察等に電話するなど、周囲に相談をしてください

12月の週末出張相談会

日時：12月9日（土）9：00～16：00
場所：海上公民館 第4会議室



消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました NO. 36 ～入会した覚えのない会費の請求書～

Q

突然1,080円を請求する書類が、知らない会社から振込用紙とともに届いた。何かの会費らしいがよくわからず、書類にある問い合わせ先に電話した。窓口を何箇所か回された後、担当者にたどり着き、請求される覚えはないと伝えた。数日後、同じ会社からカード入会申込書のコピーが送付された。コピーには、手書きで自分の氏名、住所、生年月日のほか、配偶者の有無、子は何人か、勤務先として「年金」、年収欄に「10万円」などの個人情報が書き込まれていた。住所と氏名は自分で書いたかもしれないが、「年金」や年収欄の「10万円」などという文字は絶対に書いていない。そのような記入を求められたら警戒し、なぜ書く必要があるのか、と聞いたはずである。申込書を見せられても請求に納得できない。申し込んでいないものに支払いほしくない。消費生活センターから会社に伝えてほしい。

A

相談者が持参した2通の書類を見ると、クレジットカードの年会費を請求する利用代金明細書と、クレジットカード入会申込書のコピーでした。書類から近隣にある量販店の店頭でクレジットカードの申込をしたものと思われることを伝えると、相談者は、その店を今もよく利用しており、数年前の開店当時、商品券1,000円分のサービスとカード入会申込を同時に勧誘されたことを思い出した、と話し始めました。ただ、そのとき勧誘されたのは、買い物の支払額に応じてポイントがもらえるポイントカードで、クレジットカードとは全く思っていなかったといいます。カードを受け取った後、買い物をして現金で支払った時にポイントを入れてもらおうとカードをレジに出したが、ポイントが付けてもらえず不快だったのでその後カードは使わずにしまっている、ということでした。

消費生活センターでは、相談者本人から請求元に解約と請求の取り消しを求めるよう助言したり、センターによるあっせんをしています。今回は、センターからクレジットカード会社に説明した後に本人からも自分の意思を伝えてもらい、事業者が解約を了承し**請求は取り下げられました**。

※ケースによっては解約交渉が難しい場合もあります。

◆よくわからない請求書が届いたら消費生活センターへ

身に覚えがない請求とんでも、請求内容が具体的に記載されている場合などは、そのまま放置せずにセンターに相談して確認するようにしましょう。

※請求内容が不明確な場合は「架空請求」の可能性がります。架空請求には**絶対に相手に連絡しない**でください。不審を感じた場合、すぐセンターにご連絡ください。

◆店頭で勧誘された場合の申込は慎重に

店頭で勧誘され、ポイントカードを申し込んだところ、実は、希望していないクレジット機能が付いているカードだったという相談が寄せられています。クレジット機能付きのポイントカードは、特典が優遇される反面、年会費が発生する場合があります。決済機能があるため保管等に注意が必要です。勧誘をされても詳しい説明を求め、納得できなければきっぱりと断りましょう。